

令和7年度第6回
木質資源安定供給検討会

令和7年12月4日

認定NPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会

第6回木質資源安定供給検討会議事録

開催日時：令和7年12月4日（木） 14:30～16:45

場 所：タワーホール船堀 2階 平安・福寿

出席者：マテリアル関係（日本繊維板工業会、ボード会社7社） 14名

：サーマル関係（製紙会社4社、発電会社4社） 15名

国関係 環 境 省：環境再生・資源循環局 総務課

資源循環制度企画官 山田 浩司

経済産業省：資源エネルギー庁 新エネルギー課

課長補佐 森川 裕介

経済産業省：資源エネルギー庁 新エネルギー課 係長 矢久保兼斗

経済産業省：資源エネルギー庁 GXグループ環境経済室 加固茉莉花

農林水産省：林野庁 木材利用課 課長補佐 本山 淳一

国土交通省：公共事業企画調整課 課長補佐 菅原 利幸

国土交通省：住宅生産課 課長補佐 高澤 誠

国土交通省：海洋・環境課 課長補佐 三谷 正人

8名

連合会関係

全国木材資源リサイクル協会連合会理事長 藤枝 慎治

東海木材資源リサイクル協会会長 山口 昭彦

中四国木材資源リサイクル協会理事長 岡崎 博紀

ほか各地区協会役員及び会員、賛助会員、事務局員等 計57名

報道

2名

合計 96名

（敬称略）

I 主催者挨拶 全国木材資源リサイクル協会連合会 藤枝理事長

皆さん、こんにちは。師走のお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

また、本日は、毎年開催している木質資源安定供給検討会に国会開催中にもかかわらず、4省庁の皆様にもお越しいただき本当にありがとうございます。

会長として開会に際し、一言挨拶をさせていただきます。

近年、国内外でのエネルギー需要の不透明さは一段と増し、資源エネルギー政策はまさに転換期を迎えている。再生可能エネルギーの拡大は不可欠であり、木質バイオマスはカーボンニュートラル社会の実現に向けた重要な選択肢として、政策的にも産業的にも改めて期待が高まっている。一方で木材資源の安定供給という最も根幹となる課題は依然として複雑さを増している。国内林業や資源循環産業の構造的な担い手の不足、輸入資源価格や為替の変動、そして市場における1次利用、2次利用のバランスの崩れなど、課題は多岐にわたっている。

さらに、我々の業界に不可欠な木材資源リサイクルも、回収率の向上や品質の平準化、トレーサビリティの確保、CO₂削減効果の可視化など、解決すべき課題が山積みしている。リサイクル材の、エネルギー使用のみならず建材、マテリアル分野における安定的で循環的な仕組みづくりは、今後の競争力の源泉となる重要なテーマである。

昨今の政治情勢を見ても、エネルギー安全保障、循環経済、グリーントランスフォーメーションへの投資促進など、我々の業界を取り巻く政策課題は急速に変化している。だからこそ本日の検討会を通じて、行政と事業者がそれぞれの立場から知恵を絞り、安定供給と循環利用の両立に向けた、実行力のある議論が深まることを心から期待している。

本日は、年末のお忙しい時期にもかかわらず多くの皆様にお集まりいただき、改めて心から御礼を申し上げます。今年1年、当連合会の活動に理解と支援を賜りましたこと、会長として深く感謝を申し上げます。来年も引き続き持続可能な資源利用の実現に向けて、皆様と共に歩んでまいりたい。どうぞよいお年をお迎えください。

簡単ではあるが、開会の挨拶とする。本日もどうぞよろしく願いいたします。（拍手）

II 出席者挨拶

紹介者 岩瀬 専務理事

4省庁を紹介の後、手元の名簿・座席表により紹介に代えた。

Ⅲ 議事

【要望書に対する見解】

座長 藤枝理事長

座長

国への要望に対する見解を環境省、資源エネルギー庁、林野庁、国土交通省の順番でお願いしたい。まずは、環境省から願います。

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 資源循環制度企画官 山田 浩司

「1. 廃棄物処理業における適正処理と脱炭素経営の推進」

（1）排出事業者責任の徹底について

廃掃法上のマニフェストの記載等に関する違反事例がある中での要望と認識している。廃掃法の中で、廃棄物処理に当たり排出事業者の責任は非常に重く、排出事業者が自ら廃棄物の処理ができない時に、処理業者を活用し、委託をして処理をすることになる。その際の大変重要な責任の一つであり、これまで通知の中で都道府県の皆様方にその重要性、また、対応の必要性をお願いしてきた。

その際には、排出事業者が持つべき責任をチェックリストにまとめ、それを適宜改正しつつ、都道府県の皆様にも排出事業者に対する業種別の研修会の開催等をお願いしてきた。

環境省でも、排出事業者責任に関して特設ページを開設しているので、引き続き排出事業者責任の徹底を図ってまいりたい。

（2）小規模処理施設による不適正処理の排除について

処理量が許可の規模に満たない施設の不適正処理に対する指導徹底と認識している。このことについては、これまでも幾多の改正を重ねてきた。先ほどの排出事業者への取組に加えて、処理側の規制を強化してきた。

無許可の事業者や、その事業者による処理、または処理基準に適合しない廃棄物の保管など、廃棄物処理基準に満たない処理については、措置命令を発出すること等による指導徹底をこれまでもお願いをしてきた。

引き続き小規模施設も含め、都道府県での厳正な対処、監視をお願いして、不適正処理の防止に努めていきたい。

「2. 災害時の復旧・復興の取組について」

（1）広域対応と関係業界が連携できる仕組みづくりを

これまでも皆様に災害廃棄物処理の支援をいただいたこと、この場を借りて感謝を申し上げます。

昨年、能登半島地震においても、広域な連携を図っていただき処理が進んできました。大規模な災害発生時には、市町村で処理し切れないものも出てくるので、県内で処理が行われ、次に全国的なごみ処理が行われるというように、段階的にごみ処理が進んできました。

例えば昨年、能登半島地震において、石川県内で発生した可燃物、木くず等は、北陸ブロックを中心に、中部、関東、近畿で道路輸送、海上輸送、鉄道輸送を使ってごみ処理が行われた。今後も、これ以上の規模の災害が発生する可能性があるので、そういった時に備えた対応が非常に重要になってくると思っている。

後ほど紹介するが、制度的に広域的な処理をする際の委託関係の整備も非常に重要なポイントになってくる。そういった大規模災害に備えた制度的な措置についても制度改正を含めて検討していきたい。

(2) 労働時間の上限規制に柔軟な対応を

従前からの要望であるが、災害時にはどうしてもふだんの業務、労働時間を超過する場面が出てくる。このことについては厚生労働省の所管になるが、これまでの照会では、例えば、土木建築に当たって労働時間の柔軟な対応があるか確認をしたところ、業種別に限定されていないが、条件に応じて必要性が認められれば労働時間の上限の柔軟な対応もあるので、こうした取扱いについては引き続き厚生労働省とも連携をしながら周知を図っていきたい。

(3) 災害被災木受入による一時的な売上げ増に、税制面での対応を

一時的な災害廃棄物処理で収益が増加し、それに伴い税の負担が増えることへの対応と認識している。本件については、災害廃棄物の処理の観点で、中間処理、それから最終処分、こういった場面でも同様の事態が生じていると思っている。

税制上の処理については、社会的な責任として災害廃棄物処理を担っている方々にどういった対応ができるのか、財政当局ともよく相談していきたい。

(4) 災害廃棄物処理を進めるための資金繰りの支援

これまでも災害が起こった直後に、民間事業者の皆様にご協力をいただいて災害廃棄物処理が行われてきたが、国から自治体、自治体から事業者への支払いにタイムラグが生じていると聞いている。環境省からの自治体への補助金、また、交付税の措置の早期化、地方自治体から民間事業者への支払いの迅速化について、我々としても支援をする仕組みができないか

現状検討している。制度改正のところで、現状の検討状況を紹介したい。

(5) 災害廃棄物処理計画の策定と保管場所の確保

現状、都道府県においては災害廃棄物処理計画の作成が義務であるが、市町村については義務とはなっていない。要望書に記載のとおり、策定率はかなり上がってきているが、より重点的に市町村が計画をつくる取組、措置が必要であると、我々としても考えている。

一方で、策定した自治体でも、仮置場の選定や災害の想定が不十分な事案も見受けられるので、実際の災害廃棄物処理計画もレベルアップを図っていく必要があると思っている。計画の策定や中身のレベルアップについて我々としても支援や取組を評価していきたい。

(6) 柱、はりの保管場所の長期間使用

柱、はりはマテリアル利用が可能なので、長期間の保管に対する配慮に関する要望だと思っている。指摘のとおり、災害廃棄物もなるべくリサイクルに回して活用していくことが有効な手段であると思っている。

しかし、災害の規模が大きくなると、どうしてもマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルに頭が回らないこともあろうかと思うが、我々としてはリサイクルになるべく回るような形で、指針の改定、仮置場の有効活用や利用方法に関する手引の作成をしているので、自治体でも対応できるように支援をしていきたい。

「3. 業種の認定と外国人研修生の受け入れ」

(1) 廃棄物処理業の職業分類の確立

こちらについては、担い手不足の観点から外国人人材の活用に向けて、処理業が「その他サービス業」として位置づけられていることだと思っている。

まず産業分類の位置づけとして、現在は、「その他サービス業」になっている。今後、資源循環を推進していく中で、参考としている産業分類が果たして統計的に対応できるのかという問題意識を我々も持っている。

産業分類については、5年から10年に1度改定をされる制度になっており、直近に改定したのは令和5年である。改定に当たっては有識者会議等で長期間検討の上で改定されているものと認識しているが、我々としても皆様の力も借りながら、総務省とも相談をして、どういった改定の在り方がいいのかは、時間をかけながらきちんと議論していきたい。

また、外国人の関係については、技能実習制度が育成就労制度に変わり、特定技能制度も変更された。今年度から政府で職業分類の検討が進められている。資源循環産業として、産業分類の中での位置づけをするという形で今、取組を進めている。間もなくこういった形に

できるか結果が出るタイミングなので、それを踏まえて引き続き具体的にどう対応していくのか相談ができればと考えている。

（２）労働安全衛生のノウハウ取得に支援を

廃棄物処理業は、他の産業に比べて相対的に労働事故が多いということは確かにある。それに対して、きちんと労働安全衛生について支援をしていくことが我々としての役割だと思っている。それが産業全体の底上げにつながっていくと考えている。今後、先ほどの外国人の研修生の受け入れる制度ができるとますます業界への目も厳しくなると認識をしている。来年度に向け、事故を防ぐための支援に対する予算要求をしているところである。こうした施策を活用しながら、労働安全衛生を含めた対応改善に取り組んでいきたい。

「４．脱炭素化経営とコストアップへの対策」

脱炭素化経営に関して、スコープ３の把握について申し上げると、廃棄物処理、資源循環産業におけるCO₂の排出量の可視化が非常に重要なポイントになっている。また、環境省としても、諸課題の対策として脱炭素化経営に取り組む視点は非常に重要なポイントである。

この点については、中小企業向けの脱炭素経営導入ハンドブックの作成、先行企業の事例紹介、脱炭素化に関するアドバイス、人材育成のための資格制度の創出といった情報発信や専門人材の育成の後押しなどを行っていきたい。

今後、こういった取組を後押し、要望いただいた内容に対応していきたい。また昨年の国会において成立した再資源化事業等高度化法の中でも、脱炭素の観点を入れた再資源化の高度化が認定制度として創設されているので、こういった取組を含めて対応の評価をしていきたい。

「５．リチウムイオン電池の混入問題について」

指摘のとおり、廃棄物処理側として、このリチウム電池が非意図的に廃棄物に混入して、処理施設や収集場所において火災が起こっている。これは喫緊の課題であると認識をしている。

環境省では４月に地方自治体向けに通知を發出し分別、区分をして回収するようお願いをし、９月には全市町村を対象に説明会を開催した。

また、リチウム電池の火災防止キャンペーンを開催した。こういった取組を関係省庁とも連携しながら、リチウム電池の火災防止のための啓発を行っていきたい。

今後、廃棄物の適正な分別処理委託という点については、排出事業者責任の機能強化の観点もあるので、こういった制度的な措置についても検討していきたいと考えている。

以上である。

座長

ありがとうございました。質問については後ほどまとめてお話しいただく。
次に経済産業省よろしく願います。

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課 課長補佐 森川 裕介

「1. 脱炭素化経営とコストアップへの対策」

案内のとおり、プライム市場の上場企業はスコープ3までのCO₂排出量の把握が求められており、こうした上場企業と取引を行う中小企業においても、CO₂排出量の算定や、削減率の検討など、様々な取組が求められている。

経産省としても、例えば中小企業基盤整備機構に相談窓口を設置し、企業に専門家を派遣するハンズオン支援を実施するとともに、化石燃料を減らす意味では、過去3年間で7,000億円規模の措置をして省エネ補助において設備の導入支援や、省エネ診断への支援などを行っている。

また、昨年度の税制改正においても、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制として、中小企業向けの措置の拡充などを行っている。

ただ、基本的に脱炭素化に伴うコストアップはサプライチェーン全体で負担すべきものであると考えている。取適法（中小受託取引適正化法）をはじめとして、中小事業者のみに負担が片寄らないように進めていくことが重要だと考えている。引き続きこれからの支援策により、中小企業のGXの取組を後押ししていきたいと考えている。

以上である。

座長

次に、林野庁、よろしく願います。

農林水産省 林野庁 林政部 木材利用課 課長補佐 本山 淳一

「1. 合板型枠の由来証明の確認について」

これに関しては、発電利用に供する木質バイオマスの証明ガイドラインのQ&Aにおいて、一定の条件を満たした合板型枠については一般木質として扱えるものと整理している。これ

は一般木質バイオマスの特例的な扱いなので、条件を満たさない合板型枠や、由来証明もない木材は建設資材廃棄物の扱いとなる。

適正な取扱いに関して、F I T・F I Pの燃料材一般については、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインに定めており、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについては証明ガイドラインで由来証明の伝達や分別管理などのルールを定めているので、これらの適切な運用を図っていきたい。

「2. 木質資源の地産地消の促進」

廃木材などの建設資材廃棄物は林野庁の担当外のため分からないが、森林由来の木質バイオマスに関して、林野庁では地域内エコシステムの構築を推進している。これは地域一体となって地域材を熱利用、熱電併給することによって、地域の森林資源・エネルギーの地産地消を行う取組である。今後もこの地域内エコシステムのモデル構築や横展開を進めていきたいと考えている。

以上である。

座長

次に、国土交通省よろしく願います。

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 課長補佐 菅原 利幸

「1. 建設廃材の利用調整について」

再生可能エネルギー発電設備の申請において、国土交通省に協議があった際には、申請者が需給について調整を図っているか、各地域の木材資源リサイクル協会に確認しており、今後も引き続き取り組んでまいりたい。

S A Fの原料にもなる建設発生木材を含む木質バイオマスからの第2世代のバイオエタノールの製造の研究は、N E D O事業の中で製紙事業者各社が行っている。

S A F燃料の用途については、今後の商用化を見据え、既存利用への影響について留意されるよう、関係省庁と協力していきたいと考えている。

以上である。

国土交通省 住宅局 住宅生産課 課長補佐 高澤 誠

「2. 分別可能な建設資材の開発等」

住宅の建設資材等について、解体時にリサイクルしやすいようあらかじめ検討することは

重要と認識している。ご指摘の新工法の範囲や、具体的にどのような工法でどのような建材について課題があるのか、事務的にでも、ご教示いただければ、確認してまいりたい。

以上である。

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 課長補佐 三谷 正人

「3. 災害廃棄物を船輸送するための岸壁の確保」

国土交通省港湾局では海上輸送を活用することにより、港湾を確保した動静脈物流の拠点化や、循環資源の広域利用を促進しており、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートとしてこれまでに全国で22港指定している。

また、リサイクルポートに指定されている港湾の管理者や地方自治体、民間団体や民間事業者等から構成されるリサイクルポート推進協議会により積極的な推進を図っている。

要望にある大量のチップを含む災害廃棄物を船舶輸送するための岸壁を速やかに使用できる体制の構築については、国土交通省港湾局としても重要な課題であると認識している。最近の事例では、能登半島地震の際に大量発生した災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理している。リサイクルポート推進協議会の協力を得て、海上輸送を活用した県外への広域処理を進めるために、協力事業者に受入れに関する調査を実施し、被災自治体に対して情報提供を行い、被災地から姫川港や新潟港へ災害廃棄物の広域輸送が行われている。過去にも大規模災害でリサイクルポート推進協議会と連携し、同様の情報提供を行ったことがあり、災害廃棄物の広域処理体制の構築に貢献している。引き続き災害廃棄物の円滑な海上輸送が促進されるよう、官民一体となってしっかり取り組んでいく。

以上である。

座長

ただいま我々団体からの要望に対する回答を4省庁から頂戴した。

この際、皆様から質問等があれば、ぜひともお願いしたい。

・・・

ないようであれば、私、関東協会の会長を務めているが、関東圏で一番心配していることがある。外国人の経営者による解体事業者の不適正処理や、不適正事案の拡大についてであり、大変懸念している。ここ何年間はなかったが、この頃頻発している。多くの報道もされている。

チップメーカー側でこの課題で一番恐いのは、まず解体業者が、排出事業者かどうか判断が

つかないことである。彼らは自ら運搬だと言って、許可証の提示がなく搬入をするケースもある。

また、契約書やマニフェストの問題があるにもかかわらず受入れをする団体は、不適正処理を手伝う格好になってしまうので、何とか指導強化を図っていただきたい。

こうしたことが頻繁に起きると、就労育成制度の問題であったり、社会的な認知も含めて職業区分の話であったり、これまで積み上げてきたものがもろく崩れていく気がする。ぜひともその指導の強化については各自治体への通知も含めて、環境省からも指導いただければ大変ありがたい。

今日は国交省もいるので、できれば適正施工の部分でも解体業者に対する指導の強化をしっかりと検討賜ればと思う。

解体工事を施工しているときは建設業だが、そこから出てくる副産物を運ぶときに我々と同じ産業廃棄物処理業になるので、その狭間で不適正処理が頻繁に行われると、せっかく積み上げてきたものが崩れていくと危惧しているので、何とかお願いしたいというのが直近の思いである。

圏央道ができて大変便利にはなったが、商圏が千葉県から神奈川県まで一括してできるという状況になり便利は大変いいが、広いエリアで不適正行為が蔓延することになると思うので、ぜひよろしくお願いしたい。

また、我々も全国的な組織なので、木質資源の利用についてのビッグデータを集め、そのデータを活用した施策をいろいろ提案しているが、今の「全解体」については、ある程度の規模を超えたものは必ず適用される制度として建築リサイクル法があるが、「内装解体」はその範疇ではないと我々は承知している。できれば内装解体の部分も木くずが大変出るので、制度的な検討を進めてもらいたい。

次回で構わないが、マニフェストの記載事項の追記の話が令和9年に控えているので、それに対する公開の説明会をお願いしたい、よろしく願います。

山田（環境省）

ありがとうございます。

まず冒頭でいただいた外国人の解体からの廃棄物の問題である。これについては国籍でどうこうというのは難しいところであるが、実際そういった課題については我々も問題意識を持っている。

また、不適正ヤードの問題で、廃棄物とはまた別ではあるが、有価物として「雑品スクラップ」を保管するところ、また「解体」に関するところ、こういった課題が法的に課題として上がってきている。先ほど指摘もあったが、外国人の育成就労、特定技能制度、こういった外国人を適正に受け入れる制度を整えつつ、一方で不適正に行われているものについてはきちんと取締りを強化していく。この両面が必要なので、情報をいただきつつ、対応強化をしていければと思っている。

また、マニフェストの記載事項については、今後そういったことを新たにお願いしていくことになるので、省へ持ち帰って検討していきたいと思っている。引き続きよろしく願います。

座長

ありがとうございました。

適正な解体施工や内装解体についての権利法の届出の話も国土交通省の所管だと思うので、ぜひ省庁の中で共有してもらえればと思う。よろしく願います。

【国の施策について】

座長

次は木材資源循環業界への期待と展望に関わる4省庁の施策について話を伺う。テーマ「持続可能な社会への対応と木材リサイクル」として進めていただきたい。環境省のほうから順番に願います。

「改正廃棄物処理法～目的と影響～」

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 資源循環制度企画官 山田 浩司

それでは、改正廃棄物処理法の説明をさせていただきます。

最初に「はじめに」とあるが、廃棄物処理法を基本に廃棄物処理行政という観点から、必要な措置に様々に取り組んできたが、大きな課題として幾つか上がっている。

先ほどの要望の中でもあったが、災害対応も一つの大きな課題であり、不適正ヤード問題は廃棄物には該当しないが、不適正な取扱いにより生活環境に支障が出てくる「雑品スクラップ」の対応、こういったところが喫緊の課題になっている。

3ページからは災害廃棄物への対応について詳しく紹介をしている。平成27年に廃棄物処理法と災害対策基本法を改正しており、平時の備えと大規模災害が発生した場合の対策が強化さ

れた。

左下に廃掃法及び災対法の一部改正と書いており、廃棄物処理法の改正については、平時の備えという観点でこの基本理念の明確化が入っている。具体的には矢羽根の3つ目、国が定める基本方針と、都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充のところで、災害廃棄物処理に関する記載を追加した。これは継続して平時から備えておかないといけない取組・対処となっている。

その右側では、災害時における廃棄物処理施設の新設、又は活用に関する特例の整備で、災害廃棄物は、普段、一般廃棄物で出てこない廃棄物、大量の木くずもそうだと思うが、解体系の施工後の廃棄物、こういったものが出てくるので、それを処理する受皿が必要になってくる。市町村の粗大ごみ施設や焼却施設では対応できないものも出てくるので、施設の設置手続の簡素化を当時図った。

また、災害対策基本法の改正においては、非常に大きな災害、例えば東日本大震災クラスの災害が起こった場合に国が代行することについて規定を整備している。

一方で、その改正以降、幾つか大きな災害、昨年度の能登半島地震も含めて災害が起こっており、そこで出てきた課題もある。これに関して4ページの右下に赤で囲った箇所に、1つ目は公費解体・災害廃棄物処理、これを支援するような機能が要るのではないかということ。2つ目は、一般廃棄物処理計画、災害支援協定に係る特別措置等の整備。3つ目として、最終処分場への災害廃棄物の受入れに関する特例、こういったことを整備している。

5ページを見ていただきたい。

公費解体が、去年の能登半島地震が起きた際に課題になったこともあり、四角に囲まれた中の2つ目を見ていただきたい。

石川県内のある自治体では、最大で20名ぐらいの支援を受けた。こういった方々への業務の依頼や調整、災害廃棄物の処理、そして公費解体に関して団体との調整、事務手続、契約手続が一举に発生をすることになった。

先ほども要望書の中で「支払いの遅延」という言葉もあったが、やはり実態の中でこれを処理し切るとは難しいという課題が明確になったと思っている。

6ページを開いてもらいたい。特例措置等も加えて、市町村の立場とは別に、専門支援機能（機関）が要るのではないかと考えている。もちろん市町村や都道府県、国がそれぞれの役割を果たしつつ、専門支援機能を使って災害時、そして平時から発生する自治体の業務の処理を円滑にする。こういったことに対応できないかと考えている。

6 ページの一番下に専門支援機能（機関）があるが、平時はその計画や、協定等の活用の支援、そして発災時では市町村を直接支援して、発注事務のお手伝いや各種団体の調整もお手伝いをする。また、そのノウハウを提供することができないだろうかと考えている。

7 ページに専門支援機能（機関）の役割や、必要となる要件を整理しているが、こういったことが今後発災時に活用できるように、横断的な措置ができるよう検討を今進めている。

続いて、8 ページを御覧いただきたい。

これは、課題の2つ目であり、災害廃棄物処理計画、それから災害支援協定についてである。

8 ページの左上のところに災害廃棄物処理計画策定率と書いてあるが、都道府県では100%策定していて、市町村は86%となっており、もう少しで100%というところである。

また、その右側に記載しているが、仮置場の選定をしている市町村は7割である。また、その2つ目のポツにある水害の想定率は市町村では約3割で止まっており、その中身についても今後さらにブラッシュアップが必要である。

その下には支援協定の状況があり、事業者団体と都道府県、市町村は日頃から災害支援協定を結んでいる事例は多いが、協定の締結がなかなか進んでいない市町村については、発災時にすぐ動けるように、取組を促していくことが必要であると考えている。

9 ページをご覧ください。

災害廃棄物処理計画の策定状況や災害支援協定の締結状況を見ると、どうしても小規模な自治体ほど取組が進んでいない傾向にある。これは職員の数がこういったことに手が回っていないからと考えており、先ほどの支援機能（機関）を活用しつつ、後押しをしていければと思う。

続いて、10ページをご覧ください。

災害廃棄物処理計画、協定に基づく特例措置である。産業廃棄物の処理施設や、民間の一般廃棄物処理施設の設置許可がない施設を災害時に活用するために、平成27年に特例措置を設けた。廃棄物処理法15条の産業廃棄物処理施設に記載のない種類の施設のため、活用できないといったことが課題として上がってきた。より迅速な処理をしてもらう民間施設を活用していくためには、もう一段の特例措置の検討が要るのではないかと課題に挙がっている。

また、真ん中辺りの四角囲みの2つ目で、委託事業者の確保の困難さについてだが、災害時に限り災害廃棄物の処理は自治体から再委託までできる規定になっている。しかし、どうしてもその再委託で収まらない場合が出てきている。こうした中、自治体からは、もう少し円滑にするために再々委託まで、災害時に限りということ、認めたらどうかという意見をいただいている。適正処理を担保した上で、こうした諸課題にどのように対応していくのか、具体的な

検討を進めている。

次の11ページをご覧ください。

災害廃棄物の最終処分量が、市町村の処分場ではとても処理し切れない容量であり、民間の産業廃棄物の最終処分場を使わせてもらう事例が多い。

自治体としても、最終処分場の確保に悩んでいるという部分があり、ある程度引き受けてもらうための制度が要るのではないかということで、具体的な制度を含めた検討を進めている。

以上が災害廃棄物であり、皆様が関心のあるところだと思うが、ほかに廃掃法等の改正の中で検討しているものをいくつか紹介したい。

12ページからが不適正ヤード問題への対応であるが、13ページの左下にあるとおり、基本的には廃棄物処理法の中では廃棄物を規制している。平成29年改正で有害使用済機器の家電4品目、小型家電28品目については、有価物であっても廃掃法の中でこれを保管等する場合には届出が要するという制度になっている。しかし、その対象品目が限定的であることから、上の③にあるとおり、一部の自治体で廃棄物や有害使用済機器に該当しない再生資源物を対象とした規制条例が制定され始めている。

右下に紹介している自治体だが、次々に増えている。しかし、いちごっこの面があり、自治体からは、国で規制を取り入れてほしいという話もあり、その対応を考えている。

14ページ以降は幾つかの現状を紹介しているが、15ページを見てもらうと、再生資源物の保管等を行っている施設が全国で3,260か所ある。関東に2,019か所で、やはり関東に集中している。

16ページを見ると、真ん中辺りに、生活環境保全上の支障の発生状況ということで、騒音・振動、飛散・流出、火災が起きている。

具体的には17ページ目に再生資源保管等事業場での支障事例を紹介している。18ページ目以降は具体的な検討の中身になっている。保管されているものの有害性を踏まえた規制をしていくための見直しの方向性が書かれている。全国統一的な制度の創設であるとか、19ページ目には規制対象物品として、現状、対象品目が限定されているところを、もう少し包括的に制度の網にかけられるような定義づけを検討している。

20ページ目として、こういった事業所に対する規制という観点で、厳格な対応が取れる制度を目指している。具体的には、罰則の強化や、帳簿の義務づけ等によるトレーサビリティの仕組みを構築することなどである。

21ページではその物品に応じた基準を設けている。

22ページにおいて、鉛蓄電池などが不適正に輸出されている温床になっていることがあるので、対応を考えていることを示している。

23ページがリチウム電池対応で、先ほども申し上げたとおり、排出事業者責任の取組強化について検討を進めている。

24ページでは、規制のあるところはそれを強化しつつ、再生材の供給という観点で言うと、重要な役割を果たしているヤードもあるので、その強靱化を図るような取組についても検討をしている状況である。

25ページからはPCB廃棄物である。PCB法の見直しについて、詳しく知りたい方は御覧いただければと思う。

環境省からは説明を以上とさせていただく。

座長

ありがとうございました。つづいて、資源エネルギー庁GXグループの方からお願いします。

「改正GX推進法について」

経済産業省 資源エネルギー庁 GXグループ環境経済室 加固 茉莉花

本日は時間をいただき誠にありがとうございます。経済産業省GXグループ環境経済室の加固と申します。本日は斎藤に急用が入ったため、代理を務めさせていただきます。

本日説明するのは、排出量取引制度と化石燃料賦課金についてである。資料は「改正GX推進法について」を御覧ください。本年5月にGX推進法を改正し、排出量取引制度などの制度の要件が決められたところである。

2ページを御覧ください。

初めに、国際状況と日本のGX政策全体について共有させていただく。

GXに対し後ろ向きに対応を取るトランプ政権が誕生した後も、地図にあるとおり、カーボンニュートラルの目標を表明する国は146か国・地域であり、日本においても2050年カーボンニュートラルを宣言している。

我が国の特色は、エネルギー安全保障の確保、経済成長、産業競争力の強化を排出削減とともに実現していくところに主眼が置かれている点である。

3ページを御覧ください。

こちらは日本のGX政策の基本的・基礎的な概念として用いている「成長志向型カーボン

ライシング構想」の図となっている。

2021年の菅政権時に成長に資するカーボンプライシングを検討するよう指示があり、「成長志向型カーボンプライシング構想」ができた。こちらは、排出量取引制度、化石燃料賦課金などのカーボンプライシングの基となっている考え方である。10年間で150兆円超えの官民GX投資を実現することを掲げており、GX経済移行債の発行を基に、20兆円規模の先行投資支援をまず行い、GX投資を進めていく、その一方で、カーボンプライシングを段階的に導入していく流れになっている。

カーボンプライシングについては、2026年度より排出量取引制度が本格稼働し、さらに2028年度より化石燃料賦課金、2033年度より発電事業者への有償オークションが始まる予定となっている。こちらについては後ほど詳しく説明する。

4 ページを御覧ください。

こちらは既に施行されているGX投資支援策の一覧となっている。

内容は多いので、全てを説明することはできないが、例えば中小企業の皆様に対しては、省エネ支援等が行われている。

5 ページをご覧ください。

2026年度から開始した排出量取引制度の概要について説明をさせていただく。

排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組みとして設置するものである。

まず、政府より一定の基準の下、制度対象企業の皆様に排出枠（排出許可証のようなもの）を割当てる。その上で毎年度、制度対象の企業の皆様においては、自社の排出量を算定し、その実績を報告してもらい、その余剰分を排出量取引市場において取引するという形となっている。

6 ページを御覧ください。

炭素価格公示による投資促進効果とあるが、排出量取引市場によって排出額が公に取引されることになるので、排出枠に価格がつく。これが炭素価格となり、脱炭素技術の開発やJ-クレジット創出の投資促進をより促す効果があると考えている。

7 ページ目をご覧ください。

こちらは排出量取引制度の段階的な発展を示した図となっている。

先ほど申し上げたとおり、2026年度、来年度から排出量取引制度を法定化し、開始することとなっているが、2023年度より自主的な枠組みであるGXリーグにおいて、試行的に排出量取

引制度を開始している。これが来年度以降法定化されることになっている。

そして、2033年度以降、発電部門を対象に有償オークションが始まることになっている。有償オークションというのは、各企業の皆様に割り当てる排出枠を無償ではなく有償で政府が売り渡す方式となる。

8ページを御覧ください。

こちらは排出量取引制度の世界における導入状況となっている。ヨーロッパ、東アジア、東南アジア、北米を中心に、36の国・地域で既に導入されており、GDPベースでは世界全体の58%をカバーしている。

9ページをご覧ください。

これまで排出量取引制度について説明したが、成長志向型カーボンプライシングのもう一つの措置として化石燃料賦課金がある。

こちらは2028年度から化石燃料の輸入事業者等に対して賦課することになっている。

エネルギーに係る負担、すなわち石油石炭税、再エネ賦課金等が中長期的に減少していく中で導入すると、GX推進法において明記されており、負担水準がこの範囲内に収まるよう、毎年度単価を政令で設定することになっている。詳細については今後検討していく。この後は排出量取引制度についてさらに詳しく説明させていただきたい。

10ページをご覧ください。

こちらは、今年5月に改正した改正GX推進法に基づく排出量取引制度の全体像である。

特に、①制度対象者を見ていただきたい。本制度については、二酸化炭素の直接排出量、すなわちスコープ1が前年度までの3か年度平均で10万トン以上の事業者が対象となっている。日本全国で300から400社ほどが対象となっており、排出量ベースでは60%ほどがカバーされている。

このほか、細かい制度内容として、移行計画の策定や、排出枠の保有義務、また価格安定化措置や、排出枠取引市場なども今回の改正によって定められた。

11ページをお願いします。

排出枠の割当ての実施指針だが、毎年度政府より制度対象事業者の排出枠を一定の基準で割り当てると申し上げたが、その指針の概要となっている。

まず、業種別に排出枠を割り当てた後、事業者ごとに早期の削減努力や、製造拠点の国外移転のリスク、研究開発投資の状況などを個別に勘案して割当て量が決まる。このような事業者ごとの個別の勘案を行うことで、過度な負担を生じさせない制度設計とすることを考えている。

業種別の基準として、業種別のベンチマークやグランドファザリングとあるが、こちらについては、次の12ページを御覧ください。特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心にベンチマークを定めている。具体的には、基準活動量と目指すべき排出原単位を乗じた量を割り当てることになっている。

グランドファザリングについては、ベンチマークの設定が困難な業種について、これを基に割当て量を決定することになっている。

ベンチマークを割り当てるエネルギー多消費分野等については、次のページを御覧ください。13ページにある令和7年度検討対象（製造業）に、石油精製業、高炉製鉄、電炉普通鋼、電炉特殊鋼、石油化学工業、カーボンブラック製造業、紙パルプ製造業、セメント製造業、石灰製造業、自動車製造業等と並べているが、これらの業種がベンチマーク対象業種となっており、既に検討されているところである。

14ページをお願いします。

こちら、排出量取引制度小委員会の案内となっているが、現在進行中で審議されている。

12月9日にも開催する予定なので、興味、関心のある方については、ぜひ確認いただけると幸いです。

最後になるが、参考までにGXリーグについて紹介させていただく。

GXリーグについては、排出量取引制度や化石燃料賦課金とはまた別のGX施策となっている。こちらについては制度対象外の企業についてもGXリーグに参加し、投資や促進を共に進めてもらいたいと考えている。来年度以降、GXリーグに参加する企業には、GX投資予算の加点インセンティブを付与すること等も考えており、こちらについても今後確認いただけると幸いです。

以上で説明を終わる。

座長

ありがとうございました。次に林野庁からお願いします。

「ウッド・チェンジについて～木材利用の普及啓発を中心として～」

農林水産省 林野庁 林政部 木材利用課 課長補佐 本山 淳一

林野庁からは「ウッド・チェンジについて～木材利用の普及啓発を中心として～」の資料を使って説明させていただく。

まず、1 ページ目について、林野庁の大きい施策について説明する。

日本の人工林の約6割は、今、主伐期を迎えており、その人工林を伐って、使って、植えて、育てるといふ、森林資源の循環利用が大事になる。そのように森林整備を進めることにより、二酸化炭素吸収機能など、多面的機能が発揮される。図の「②使う」というオレンジ部分が木材・木質資源の活用の位置づけとなる。

2 ページ目について、建築用材への国産材の活用が一つポイントとなる。左上の図が国産材供給量の用途別の内訳となっており、製材用材（水色）、合板用材（黄緑色）が建築用材であり、約半数を占めている。この部分の木材製品は高価格であるため、供給量を伸ばすことがテーマとなっている。

左下の図が建築物での木材の使用割合の図であり、住宅（左側グラフ）の1階から3階のオレンジ部分が木造となる。約8割が木造で、4階以上の住宅や非住宅の部分は鉄骨造や鉄筋コンクリート造のため、この部分の木造使用割合を増やすことがポイントとなる。

右下の図が部材別の木材利用割合で、木造住宅に使われる部材の中で国産材の利用率を示している。水色が国産材で、ねずみ色が輸入材であり、国産材率を伸ばすことが大事である。

3 ページ目のウッド・チェンジは、木を使っていこうという運動・普及啓発であり、国産材を使うこと、木材を活用すること、ほかのものから木材に転換することといった内容の指針となる。

ウッド・チェンジは、木づかい運動等における具体的な行動を指すキーワードであり、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造化・木質化するといった行動を示す。こうした木材の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする。

3つの行動のうち2つ（生活用品に木材を使う、内装を木質化する）について、普及啓発を中心として具体例などを説明する。

続いて、4 ページ目となる。

木材利用の意義の普及・啓発を行う「木づかい運動」の展開である。

10月は木材利用促進月間であり、ウッド・チェンジ、木づかい運動といった普及啓発を行った。また、木材利用推進コンクールやウッドデザイン賞といった表彰制度で、優良な施設、製品、取組などを表彰して、木材利用を促進している。また、情報発信や木育等の普及啓発も行っている。

更に具体的に見ていくと

5 ページ目になる。

木材利用に係る表彰制度として、木材利用推進コンクールを行っている。施設や建築事業者を対象として、木材利用の拡大、特色ある木材利用に資する施設、木材利用拡大の取組を行っている建築事業者向けの表彰となる。右図に2024年の内閣総理大臣賞の例を掲載している。

ウッドデザイン賞に関しては幅広い取組を表彰するもので、木製品、建築物、木材を利用して地域の活性化につなげる取組で、2024年の国土交通大臣賞を右図に掲載している。

特徴的な受賞作として4ページに「monaca」という木でできたカバンを掲載している。

6ページ目が木材利用推進コンクールの受賞施設の例で、2024年度の農林水産大臣賞を受賞した熊本県の駅の施設となっている。屋根や小規模施設の木造化、内外装・家具の木質化をして、木材使用量の8割を熊本県産材などの地域産材を活用している。

7ページ目がウッドデザイン賞の受賞例で北海道の浦河町の幼稚園となっている。木造立体トラスの幼稚園舎で、木と触れ合うことが当たり前の日常が子どもたちの豊かな感性を育むといったテーマで受賞した。

次に、8ページ目、木育の推進である。

主に、子どもの頃から木に触れて、木材に親しんでもらう活動となる。木製品に触れる機会の提供として、ウッドスタート宣言、木育キャラバンなどを行っており、また、関係者間の情報交換、ネットワーク構築等を行っている。

木のおもちゃ美術館を下図に示しており、細かい粒々（卵程度のサイズの木の玉）は、木のおもちゃとしてよく例示される木製品である。

続いて、9ページ目、「森林の環（もりのわ）応援団」を活用した普及啓発で、サザエさん一家に「森林の環（もりのわ）応援団」を委嘱した。森は海の恋人というテーマで、海にちなんだサザエさんを起用している。長谷川町子美術館と協力体制を構築して、「森林の環（もりのわ）応援団」を委嘱して、サザエさん一家に「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用の普及啓発活動を推進していただいている。4コマ漫画への吹き出しコンテストや、農林水産省のYouTubeに出演してもらうなど、普及啓発を行っている。こうした活動を通じて木材利用を推進している。

簡単だが、私からの話とさせていただきます。

座長 ありがとうございました。

次に、国土交通省にお願いします。

「建築物における木材利用の促進」

国土交通省 住宅局 住宅生産課 課長補佐 高澤 誠

国土交通省住宅局木造住宅振興室の高澤と申します。私からは建築物における木材利用の促進について説明させていただく。

1 ページは、木造・木質系建築物普及に向けた取組の全体像

木材利用の意義は3つあり、一つは森林によるCO₂の吸収作用の保全と強化。一つはCO₂排出抑制、もう一つが山村その他の地域経済の活性化である。

取組の体系としては、法律・計画や、設計・施工、維持管理がある。法律では都市の木造化推進法が令和3年に改正され、公共建築物だけではなく、民間建築物を含む建築物が対象となった。

2 ページは、新築建築物に占める木造建築物の割合

1、2階の住宅では約9割が木造であるが、それ以上の高層になるとなかなか木造化は進んでいない。非住宅については、低層も含めまだまだ木造化が進んでいない状況。こうした未開拓領域で木造化を進めていくことが重要である。

3 ページは、住宅・建築物分野における木材利用促進に向けた取組の全体像

国土交通省では構造・防火関係の規制の合理化や、木造建築物の普及促進としてプロジェクトに対する支援や、国産材活用住宅ラベル制度により国産材利用を促進している。また、担手の確保として、設計者の支援や、大工等の持続的な確保に向けた長期的なビジョンの検討・策定に取り組んでいる。

4 ページは、中大規模木造建築物の普及促進

これは設計者や建築主の視点でまとめたもの。例えば設計者では、どうやって計画・設計すればいいのか、建築主では、誰に聞けばいいのか、維持管理はどうやったらいいのかといった視点で整理している。次ページ以降で詳細について説明させていただく。

5 ページは、優良木造建築物等整備推進事業

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクト等に支援している。普及枠と先導枠の2つのタイプがあり、それぞれ上限額は2億円と3億円としている。

6 ページは、都市木造建築物設計支援事業

こちらは、非住宅や中高層の木造建築物に取り組み、技術の向上を目指して設計者を支援するという取組で、動画配信や講習会を実施している。

7 ページは、「ここまでできる木造建築のすすめ」

こちらは、建物の用途別に適用される建築基準法について整理したもので、令和7年3月に改訂版を公表している。

8ページは、中大木造建築物の普及加速化に資する構法解説集

5つの構法を解説集として取りまとめ、今年3月に公表している。活用のしやすさやメリット、その留意点等を分かりやすく解説したものである。

9ページは、木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン。

住宅の税制上の法定耐用年数はRC造であれば47年のところ、木造だと22年となる。これまでは指標がこれしかなかったが、企業会計実務や資金調達等の場面で新たな枠組みとして、耐久性に係る評価のためのガイドラインを昨年12月に公表し、今年の4月から評価機関で受付を開始している。

10ページは、建築主に対する木造建築物の維持・管理の情報提供

建築主が木造化を検討する際の木材の経年劣化や維持管理方法等について、まとめたもので、昨年の10月に公表している。木造建築物の維持保全・管理の考え方や、設計する際の工夫などをまとめたものである。

11ページは、中大規模木造建築ポータルサイト

本サイトは設計に役立つ知識・技術や講習会の情報などを一元的にまとめたもの。

12ページは、国産木材活用住宅ラベル。

国産木材を多く活用する住宅を表示する仕組みで、消費者の選択を促し国産木材活用の一層の促進を図るというもの。

13ページは、建築物木材利用促進協定制度

都市の木造化推進法に基づき、建築物木材利用促進協定を創設。今年の5月末時点で、国で25件、地方公共団体で165件の協定を締結している。14ページに協定の実績を紹介しているので、後ほど確認いただきたい。

15ページは、中高層木造建築物の事例

低い建物から順に高い建物へと並べている。2028年には20階建ての木造建築物の完成が予定されている。

最後は、建築物のライフサイクルカーボン削減について紹介する。

建築物のライフサイクルカーボンが分野別CO₂排出量の約4割占めている。これまで建築物省エネ法により規制し、今年、省エネ基準適合の全面義務化、2030年のZEH・ZEBの水準への基準引上げにより、さらに削減の見込み。この他、さらなるCO₂削減のため建築、維持保

全、解体を含めたライフサイクル全体の削減が必要あり、現在検討を進めている。

17ページは、ライフサイクルカーボンの全体像を掲載している。

18ページは、建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想

こちらは、今年4月に関係省庁連絡会議で決定した基本構想をまとめたものである。

2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指し、制度の構築や原単位の整備、表示に係る取組について現在検討を進めている。

国土交通省住宅局住宅生産課からは以上である。

座長

どうもありがとうございました。

ただいま4省庁の方から講演を頂戴した。新たな施策も含めていろいろと報告いただいた。ありがとうございます。休憩時間に近づいてきたが、我々業界はこの4省庁の方々との交渉・連携が非常に大事になっている。このGX推進法の改正についても、我々はスコープ3の重要な位置づけにいるので、サーマル利用をマテリアルに格上げしながら、スコープ3の削減に努力しなければいけない。そのためには、中間処理の技術力を上げていかななくてはならないが、これは環境省が進めている高度化法の関係にもつながっている。

また、木材の利用推進については、ライフサイクルの観点や炭素の固定についても非常に重要なことだと思うが、我々の大事なお客であるセメント業界もいる。そういったバランスも考えていただきながら、今後の施策をいろいろ練っていただきたい。

木材を専門に扱っているリサイクル団体としては、我々の業界は政府のカウンターパートナーとして非常に重要な位置づけにあると自負しているので、今後も末永いお付き合いをいただくとともに、支援、指導を賜りたいと思う。本日はありがとうございました。

これをもって4省庁の皆様は退室なさるので、拍手をもってお送りしたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

（4省庁 退室）

座長

それでは、一旦休憩に入らせていただく。少し時間が押しているので10分後、4時10分から再開したいので、それまでに席にお戻りください。よろしくお願いいたします。

（休憩）

事務局

それでは、時間ですので、皆様、席にお着きください。よろしくお願いいたします。

【最近の木質バイオマスの需給動向について】

(1) 各地域協会の実情

座長

それでは、再開させていただく。

これからは各地区協会から最近の木質資源の需給動向について報告をいただきたい。まずは北日本協会から願います。

① 北日本木材資源リサイクル協会（高橋）

お疲れさまです。

最初に、北日本地域の状況だが、地域は東北6県と新潟を含めた7県ということになる。それでは、早速報告させていただく。

廃木材等の確保状況と処理価格の動向について、昨年と同じような報告になるが、通年を通して地域7県については大きな変化は見受けられない。ただ、一部地域において災害発生による処理により発生増となった地域があった。これはもう皆さん御存じだと思うが、新潟県になる。

処理価格の変動についても大きな変化はないが、7県の平均の金額からいくと、青森県、秋田県、福島県の会津地域で極端に安い処理価格で取引されている状況が見受けられる。

次に、木質チップのマテリアル向け供給状況と販売価格の動向については、ボード業界において一部品質基準を見直して集荷を増やしているところがある。製紙業界においては、供給状況について大きな変化は見受けられない。全体に地域としては少なめな状況が見受けられる。

ただ、冬季間の抱え込みという状況がもう既に出始めている。例年のごとくだが、そのような状況である。

販売の価格については、燃料及び人件費の高騰により輸送経費が上がっている。その分は価格に反映をされているが、メーカー側の製造原価を補っている状況にはまだない。

チップのサーマル向け供給状況と販売価格の動向について報告する。

円安の影響から、PKS、海外産のペレット価格が非常に値上がっているのも、大変だが、新たなボイラー稼働もあり、建設廃材木質チップの需要が非常に高まっている昨今である。

さらに先ほども話したとおり、マテリアル同様、冬場の抱え込みに早期の特有の品薄状態になっている現状である。マテリアル同様、一般経費が値上がっているのも、やはり同じようにメーカー側の製造原価が非常に高くなりつつあるので、そのロジックの価格が上がっているという感がないのが現状。

最後になるが、F I Tのバイオマス証明事業者の認定状況は、今年度、19か所の事業所が更新となっており、これまでに14の事業所を更新、2事業所が現在更新予定。それから2つの事業所が認定を取りやめた。新規の事業所としては1事業所あり、現在27事業所が認定をされている。

北日本協会からは以上である。

座長

次に、関東協会、お願いします。

② 関東木材資源リサイクル協会（原）

引き続き関東協会から。8ページを御覧ください。簡単に報告させていただく。

令和7年4月から9月の入荷状況だが、関東協会では2会員が増になった。また、能登半島地震の災害木くずの受入れもあった。しかし、前年比0.3%の微増である。もし会員増、それから能登半島の受入れがなければ、マイナスの状況であり、厳しい状況が続いている。

特に地域別に見ると、南関東、中関東、北関東とあるが、南・中関東は基本的に微増であるが、北関東が2.5%の減で、この影響が大きい。

また、処理価格に関しては人手不足、諸経費の高騰で、価格改定の動きがある。

それから、マテリアルの供給状況である。

マテリアルに関しては総じて確保されており、生産に支障を来すような状況にはなっていないと伺っている。ただ、今後の不安定な社会情勢を見越して、特に製紙関係だが、国内チップの集荷を引き続き強化していると伺っている。

販売価格に関しては処理価格と同様である。

それから、サーマル向け供給状況であるが、4月の建築基準法の改正により、住宅着工の減少が大きくなり、それに伴って建設廃材の発生も低調になっている。

能登半島地震の災害木くずの受入れ、これが約4,500トンあり、入荷量の増加に一定の効果があった。

販売価格に関しては、処理価格と同様の理由で価格改定の動きがある。

それから、F I Tのバイオマス証明事業者認定状況であるが、12月1日現在、認定事業者は

44事業所、これまでに継続10事業所を認定、そのうちで新しくGHG認定が1件あった。

関東の状況は以上である。

座長

次に、東海協会、お願いします。

③ 東海木材資源リサイクル協会（小豆澤）

東海協会の報告をさせていただく。

廃木材の確保状況と処理価格の動向については、2025年4月から9月の入荷量につき、前年比約10%の増量。要因としては、震災材の受入れにより増。

各社とも在庫状況は余力を残し年末を迎える見込み。

当協会以外の同業他社が安価で引受けをすることによる一時入荷減は多少見られたものの、直近はさほどの影響はない様子。

処分価格については変化なしとなっている。

木質チップのマテリアル向け供給状況と販売価格の推移だが、2025年4月から9月のマテリアル出荷に関して、前年度比10%増。

入荷量に応じてマテリアル出荷量が増えている現状、上期については納入先についても例年どおり大きな変化なし。

販売価格については、前年度比トン当たり数百円上昇。

製紙会社の生産量減に伴い、チップ使用量減が予測されている状況になっている。

木質チップのサーマル向け供給状況と販売価格の動向について。2025年4月から9月のサーマル出荷については、前年度比10%増、入荷量増に応じて出荷量増。

上記期間については、大口納入先のトラブルにより燃料在庫が増量期間であったものの、前年以上の出荷があった。

納入先については需要に対して十分に供給できている状況。

販売価格については変動なしとなっている。

FITのバイオマス証明事業については、東海会員で15会員のうち5会員7拠点で取得している。

以上である。

座長

次に、近畿協会、お願いします。

④ 近畿木材資源リサイクル協会（田淵）

まず、廃材等の確保状況と処理価格の動向について。確保状況については、廃材の入荷状況が、2023年、2024年、2025年の1月から10月までは対前年比で数%だが、増加基調となっている。

今年度の増加要因としては、能登半島の災害廃棄物の受入れがあったことによるものであり、また年内は大阪万博の取壊しに伴う廃材処理需要が見込めるものの、いずれも一時的な要因であり、年明け以降の廃材の発生は依然厳しい状況を予想している。

処理価格の動向は横ばいで推移をしている。

続いて、木質チップの MATERIAL 向け供給状況と販売価格の動向について。まず供給状況は現状のところ、安定供給をできているものと考えている。

販売価格の動向について。チップ価格は製紙用、ボード用ともに原油価格の高騰の影響で運送費の見直しが行われ、運送費を含めたチップ価格は上昇したが、現状は落ち着いている。

サーマル向けについては、供給状況で廃材の発生は一時的な増加要因はあるが、やはり厳しい状況が続いている。大手ユーザーのボイラーの定期点検もあり、現状は安定供給できているが、円安の影響で石炭やPKS等の発電所の輸入燃料が高騰しており、木質チップを含めた国内材への切替えも進んでいる。今後の動向次第では安定供給に支障が出る可能性も考えられる。

販売価格の動向については、チップそのものの価格は前年並みで推移をしているが、MATERIAL 向けと同様に、原油価格の高騰の影響で運送費の見直しが行われ、運送費を含めた価格は上昇したが、現状では落ち着いている。

最後、FITのバイオマス証明事業者認定状況については、認定事業者数は10社、延べ12件。近畿協会は以上。

座長

次に、中四国協会、お願いします。

⑤ 中四国木材資源リサイクル協会（末長）

廃木材等の確保状況と処理価格の動向について。山陽、岡山、山陰、四国、各地より意見が上がっているが、要約すると各地方とも解体物件が減少ぎみであるため、廃木材の確保も減少ぎみである。処理価格は現状維持の傾向が強い。

木質チップの MATERIAL 向け供給状況と販売価格の動向について。各地より意見が上がっているが、要約すると、木質チップの供給が横ばい、もしくは減少傾向である。販売価格の変動はない。

木質チップのサーマル向け供給状況と販売価格の動向について。各地より意見が上がってい

るが、要約すると、木質チップの供給は横ばい、もしくは減少傾向である。販売価格の変動はない。

F I Tのバイオマス証明事業者認定状況について、前年と変動はなかった。

中四国の報告は以上である。

座長

最後に、九州協会、よろしく願います。

⑥ 九州木材資源リサイクル協会（代理 岩瀬）

続いて九州協会だが、本日欠席のため私が代わって報告する。

廃木材等の確保状況と処理価格の動向について。廃木材の確保状況は横ばいもしくは微減である。

夏場は猛暑の影響で解体工事の仕事効率が落ち、廃木材の発生も減った。熊本地区の震災の影響による解体案件が少ない状況は引き続き変わっていない。パレット関係の発生も減少している。

処理価格に関しては、基本変動はないが、一部地域で値下げ競争が起きている。

木質チップのマテリアル向け供給状況と販売価格の動向について。マテリアル向け状況で製品の販売状況は相変わらずよくなく、生産調整等で減少傾向にあるため安定している。

チップ販売価格に関しては、前年の値上げ以降横ばいで推移している状況である。

続いて、木質チップのサーマル向け供給状況と販売価格の動向であるが、これは供給状況が増加傾向となっている。要因としては、既存ボイラーの建廃チップ使用量の増加である。また、新規ボイラーの検討やチップ専焼に切り替える等、今後も需要が加速されることが予想されている。

チップ販売価格に関しては、現在横ばいで推移しているが、今後チップがタイトになると予測され、価格も上昇すると思われる。

F I Tのバイオマス証明事業者認定状況については、12月1日現在で13社22事業所となっている。うち、GHG認定は1社2事業所となっている。

九州協会からの報告については以上である。

（2）令和7年度木質バイオマスに係る調査結果について

座長

ありがとうございました。

次に、令和7年度木質バイオマス調査結果についてであるが、これは事務局のほうから説明をお願いする。

事務局

13ページを御覧ください。

木質バイオマス需要調査と木質チップ等生産会員実態調査についてはホームページでも公表する予定である。

なお、需要調査については、会員以外の企業も含めて、多くの方々の協力の下に実施したことを申し添える。

・令和7年度木質バイオマス需要調査

調査対象は227か所で、回答数は151件。回答率は66.5%で、昨年度は68.4%だったので回答率は1.9ポイント減少している。

設問1の木質チップとチップ以外の木質バイオマスの利用割合についてはほとんど変わっていない。

設問2の木質チップ等のサーマル利用の事業所の年間予定数量とその割合は、これは昨年、前回と変わっている。

未利用材チップと一般木質チップの対前年比は、全体がプラスだったものが今回マイナスへ。一方、輸入材（PKS・ペレット・チップ等）は、前回マイナスだったものが今回プラス23.5%と増加していることが特徴となっている。

14ページを御覧ください。

真ん中の設問3については、木質チップ及びチップ以外（PKSやペレット等）の確保の状況である。

円グラフを御覧ください。

緑色の「確保できている」が30%となっているが、前回27%だったことから増加し、「不足している」これはオレンジ色のところだが、8%となっている。これは前回12%だったので、不足している状況は若干減少しており、確保状況としてはやや改善傾向と見ている。

15ページを御覧ください。

上段の折れ線グラフを御覧ください。

月当たりの木質チップ等の不足量の推移を見ると、オレンジ色のラインのサーマル量が全体的に見て不足している状況だが、令和7年度は前年に比べ不足量が減少している。

一方、マテリアル利用についてはほとんど変更がなく、不足がない状況である。

一番下の円グラフのほうを御覧ください。

月当たりの不足量を地域別に見たデータである。中四国の不足量が多いのは変わらないが、昨年に比べその割合はさらに49%から56%に増えている。関東も26%から37%に増え、その他の地域では不足量は減っているという状況である。ただし、不足量の総量としては、左側の表の一番下、1万3,550トンとなっており、前回は2万7,408トンだったので、不足量の総量としては約半分に減っている。

16ページは大きな動きはなく、17ページを御覧ください。

設問7の木質チップ及びチップ以外の価格の動きである。

真ん中の棒グラフを御覧ください。

木質チップの価格の動きであるが、緑色の「年間ほぼ一定価格」の割合であるが、木質チップについては昨年の58%から54%に減っている。一方、青色の「市場によりやや変動」は昨年の40%から45%に上昇していることから、価格がやや変動傾向と見ている。

次に、一番下の棒グラフの木質チップ価格の動きとチップ以外の価格の動きでは、一番下のチップ以外（PKS・ペレット等）が、青色の「市場によりやや変動」では35%から40%に増え、さらに「年間ほぼ一定価格」も47%から58%に増加している。

続いて、18ページを御覧ください。地域別集計結果である。

真ん中の棒グラフの「木質チップ及びチップ以外の確保状況について」を御覧ください。

前は全ての地域でオレンジ色の「不足している」があったが、今回は関東協会、近畿協会、中四国協会のみとなった。

また、緑色の「確保できている」の割合が増えたところは、関東協会、近畿協会、九州協会である。関東協会が25%から48%へ、近畿協会が17%から20%へ、九州協会が26%から36%へ増加している。

関東協会と近畿協会で見ん中の黄緑の「ほぼ確保できている」がその分減っているという状況である。

また、一番下の「木質チップ価格の動きについて」であるが、オレンジ色の「時点により大きく変動」の項目が近畿協会は前回ゼロだったが、今回11%となっている。

19ページ以降については、様々な意見、要望が寄せられている。

20ページについては、灰、燃え殻、ばいじん等、これは新たに項目を起こして目立つようになっている。砂・異物混入によるばいじん、燃え殻などが増加しているとの意見が多く見受けら

れた。

・令和7年度木質チップ等生産会員実態調査結果

続きまして、23ページの令和7年度木質チップ等生産会員実態調査結果である。

回答したのは174社で、昨年より1社増加した。ありがとうございます。

冒頭の表だが、出荷量の一番右側、合計については全ての月で対前年増となっているが、地域ごとに見ると中四国と九州が対前年マイナスという状況である。

その下の棒グラフであるが、それぞれの月の一番右側の濃い青色のものが直近の令和6年の実績である。全体では4年間の状況を示しているが、これを見ると6月と8月以外は前年を全て上回っている。

その下の年間取扱量（出荷量）の推移であるが、全体に若干右肩上がりである。ただし1社当たりとなると、コロナ禍の前の状況には達していない状況である。例えば、平成28年の1社当たりになると、平均2万9,740トンで、令和6年は2万7,390トンであった。まだまだコロナ禍前の状況には達していない。

続いて、24ページを御覧ください。

地域協会会員品目別取扱量（入荷量）である。一番上の表であるが、合計の量は、488万5,400トンで、昨年比2.2%の増となっている。有効回答が1社増えているが、平均入荷量でも前年を上回っている。2万7,600トンから2万8,100トンへ増加している。これは平均入荷量でも上回っている。

特徴としては、建設系廃木材が大幅に減少という状況である。281万400トンが269万5,300トンへ減少している。

一方、生木は、間伐材等と伐根・剪定枝の両方あるが、ともに増加している。

下の円グラフの取扱割合量についても、令和6年は建設系廃木材が59%からこれ55%に減っている。さらに、生木（伐根・剪定枝）が20%から23%に増加している状況である。

続いて、25ページを御覧ください。

・FIT・FIP制度を含む売電系発電の販売状況

FITが71%から今回80%に増加している。内訳は間伐材と一般木質、建設廃材等が減少し、一般廃棄物が9%から18%に増加している。

ユーザーまたは他メーカーへの要望事項は記載のとおりである。新しい要望などもあるが、チップ買取り価格を上げてほしいといった意見が多く見受けられた。

こちらについては以上である。

座長 ありがとうございました。

(3) F I T 認定事業者取扱実績報告

事務局

続いて、F I T 認定事業者取扱実績報告について報告する。

27ページを御覧ください。

F I T 証明材は、対前年19万4,518トン増えているという状況である。

28ページには平成28年から令和6年度の出荷量の推移が書かれている。29ページからはそれぞれの地域の一覧表になっている。

12月1日現在の認定数は、F I T・F I P 認定については116事業所でこの時点においては前回に比べ事業所数の増減はない。ただし、G X 認定については、北日本協会が4事業所、関東協会が今回初めて1事業所、九州協会が2事業所となっている。G H G 認定についてはかなりハードルが高いといった意見も伺っているが、前回のG H G 認定の九州協会の1事業所から今回は増加していることから、今後、G H G 認定も増えているのではないかと考えられる。

私からの報告は以上で終わる。

座長

どうもありがとうございました。

長時間にわたり、皆様には御協力を賜りましてありがとうございます。時間を若干過ぎていますが、用意した議案については以上である。

それでは、進行を司会のほうに戻させていただく。(拍手)

事務局

それでは、以上で本日の木質資源安定供給検討会を終了する。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

(了)

(文責：岩瀬)